

委員会提出議案第 1 号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 内野 幸 喜



熊本県議会議長 山口 裕 様

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第99条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

今後、議会における多様な人材の参画を推進していくに当たり、会議の欠席事由を追加する等関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。